

令和2年4月1日受診分より

生活習慣病予防健診の申込み方法が変わります

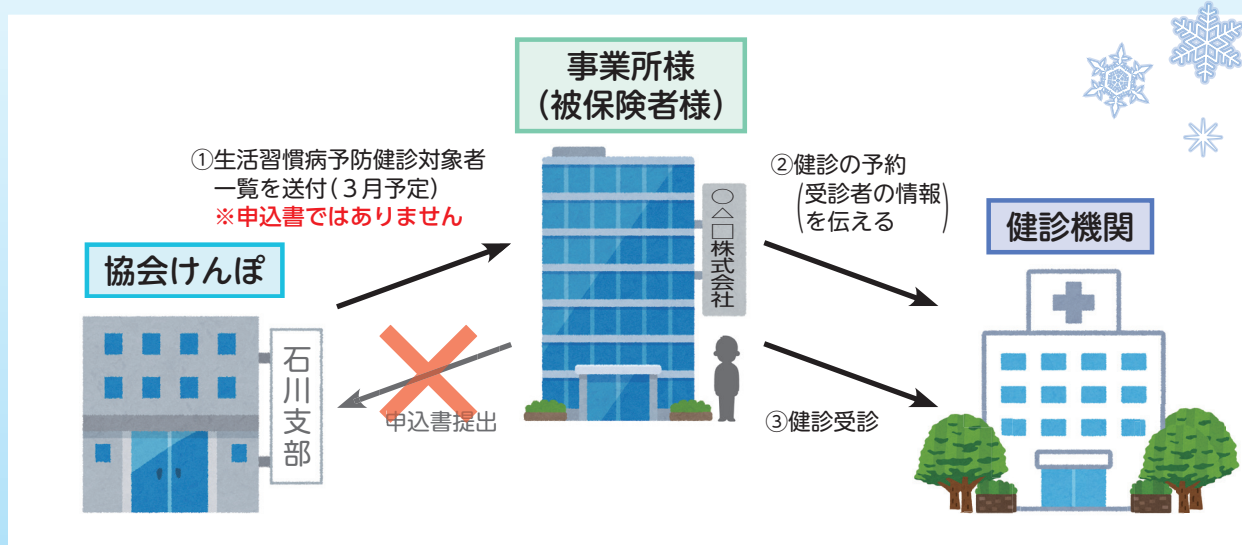


生活習慣病予防健診の申込書が廃止されます

現在、協会けんぽの生活習慣病予防健診を受診する場合、健診機関へ健診受診の申込み後、協会けんぽへも健診の申込書を提出していただいております。

事業所様やご加入者様の負担軽減のため、**令和2年4月1日受診分より協会けんぽへのお申込みが不要になります。**

令和2年4月1日受診分からは健診機関へのみ予約申込みをするだけで、協会けんぽの生活習慣病予防健診を受診することができます。



変更点

1. 申込み方法

協会けんぽへの申込書の提出や情報提供サービスを利用した申込書の提出は不要になります。事業主様(事業所ご担当者様)・ご加入者様(被保険者様)から健診機関へのみお申込みください。

※健診機関へ予約申込みを行う際は保険証の記号番号、保険者番号、生年月日、健診項目、健診日等をお伝えいただく必要があります。(対象者一覧もしくは保険証をお手元にご用意のうえご連絡ください。)

2. 事業主様向けの健診案内が変更されます

令和2年度受診分(令和2年3月送付予定)からは申込書に代えて、生活習慣病予防健診対象者一覧を送付いたします。**一覧は申込書ではないため、協会けんぽへの提出は不要です。**



ご注意ください

令和2年3月31日までに受診(令和元年度) → 協会けんぽへ申込み **必要**

令和2年4月1日以降受診(令和2年度) → 協会けんぽへ申込み **不要**

健康診断に関する
お問い合わせ先

協会けんぽ 石川支部 保健グループ TEL:076-264-7204

お問い合わせ先

協会けんぽ 石川

検索

〒920-8767 金沢市南町4-55 WAKITA金沢ビル9階
全国健康保険協会石川支部
☎076-264-7200(代表)